

農地法 第4条、5条 許可申請について

■ 申請書

- 1 申請書は、4条は2部、5条は原則3部提出（すべての申請書に記名、押印もしくは自署し、記名、押印した場合は申請書上部の余白に捺印すること）。ただし、5条で譲受人、譲渡人が複数になる場合は、その人数分+事務局控の部数を提出。
- 2 原則、毎月10日締切（土日の場合は、その前の平日）
※全ての添付書類が整っていない場合は受け付けできません。

■ 添付書類（原本1通）

- 1 住民票（小千谷市外にお住まいの方のみ）
- 2 申請土地の全部事項証明書（登記簿）
※ 法務局で取得
※ 登記情報提供サービスによる照会番号付き不動産登記情報による提出を行う場合は、「照会番号（10桁）が記載されていること」「発行年月日が記載されていること」「発行日から100日以内であること」「未使用の照会番号であること」が条件です。
※ 申請土地の全部事項証明書に記載された所有者住所と申請書の現住所が異なる場合は、申請者が所有者本人であることが確認できる書類（住民票、戸籍の附票等）
- 3 申請地に係る土地の地番を表示する図面（更正図）
- 4 申請地の位置図（縮尺1/10,000ないし1/50,000程度）
図面の中心に申請地が位置するよう作成し、申請地を表示すること（4も同様）。
- 5 案内図（縮尺1/500ないし1/3,000程度、住宅明細図等より作成）
- 6 配置図（縮尺1/200ないし1/500程度）
申請地及び一体利用する土地に、建物等をどのように配置するか、隣接地や周辺道路との位置関係がどうなるか等を記載すること。
- 7 建物平面図（住宅建築等の場合）
- 8 資金調達についての証明書類
 - ① 自己資金の場合：預貯金の残高証明書、通帳の写し（氏名と残高が確認できるもの）等
借入金の場合：金融機関等の融資証明書、借入申込書の写し等
(金融機関等から借入できることが見込まれる書類であれば可)
 - ② 資金計画申出書（①の添付により内容が明らかな場合は省略可）
- 9 土地改良区の意見書（申請地が土地改良区の地区内にある場合）

10 ①所有権以外の権原に基づいて申請する場合には、所有者の同意があったことを証する書面

②申請地に地上権、永小作権、質権又は賃借権に基づく耕作者がいる場合には、その同意があったことを証する書面

11 他法令の許可・認可・関係機関の議決を要する場合には、これを了していることを証する書面

例) 都市計画法の開発許可、砂利採取法の砂利採取計画の認可、森林法の開発行為の許可、
法定外公共物（赤線・青線）の使用許可等

12 被害防除策等概要書

13 土地の選定理由書（第3種農地の転用以外）

14 始末書（違反転用の場合）

■ **申請者が法人の場合の追加書類**

1 定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書

※農地等について権利を取得しようとする者に限る

■ **転用目的が資材置場及び駐車場の場合の追加書類**

1 申請地の選定理由書（以下の内容を記載すること）

① 資材置場及び駐車場が必要な理由

② 計画した資材量・駐車台数等が必要な理由

③ 申請地を資材置場及び駐車場として選定した具体的な理由

④ 貸資材置場又は貸駐車場の場合は相手方も記載すること

2 利用計画図（資材又は駐車場の配置並びに所要面積の根拠となる資材量及び資材名又は駐車台数を記入すること）

3 事業拡大等で現在の資材置場又は駐車場が不足であるとして新たに申請する場合は、現在ある資材置場又は駐車場全部の位置及び利用状況図

4 申請地と、事業所及び現場との位置関係を説明する地図

■ **その他**

・必要に応じて、別途書類の提出を求める場合があります。